

令和元事業年度監事監査報告書

令和2年6月8日

独立行政法人教職員支援機構

理事長 高岡 信也 殿

独立行政法人教職員支援機構

監事（非常勤） 梅村 正信

監事（非常勤） 橋本 都

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構（以下、「法人」という。）の令和元事業年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を下記のとおり報告いたします。

記

I. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長はじめ役職員との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努め、重要な会議に出席し、業務の執行状況については書面及び実地監査を併用して実施し、必要に応じて説明を求めました。

具体的には、中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務の状況、理事長の意思決定の状況、内部統制システムの構築・運営状況、予算執行・収支及び資金運用の状況、月次及び年次決算の状況、固定資産・備品・消耗品の管理状況、契約の状況等について、本部事務局及びつくば中央研修センター並びに次世代教育推進センター（大手町事務所・一ツ橋事務所）で監査を行うとともに、役員会、契約監視委員会等の重要な会議に出席し、文部科学大臣に提出する書類を調査し、監査室から監査結果の説明を受け、研修の運営状況について

も視察を行いました。

また、以下2点についても着目し監査を実施しました。

- (1) 役員（監事を除く。）の執務の執行が通則法、個別法又は他の法令等に適合することを確保するための体制、その他の研修業務等の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。）等の内部統制システムについて、役職員等からその整備と運営状況について説明を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人（通則法第39条第1項の対象法人ではないが、任意に会計監査人を置いている。）が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査をしているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の執行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

なお新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、令和2年3月以降、当初計画していた実地監査は取り止め、主な監査は書面で行いました。

また、同様に役員会、評議員会、契約監視委員会等の重要な会議も書面による開催となりました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II. 監査の結果

1. 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効率的かつ効果的に実施されているかどうかについて

研修業務をはじめ法人の各業務については、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け、昨年度までの評価を踏まえ、効率的かつ効果的な運営が行われていると認めます。

2. 内部統制システムの整備及び運用について

通則法に基づく内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は適正で

あると認めます。また、内部統制システムに関する役員（監事を除く。）の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

特に、理事長は、職員に業務運営方針等を直接伝え、日常的なモニタリングを行うとともに諸規程の見直しを行い、リーダーシップを発揮できる体制が運営されていると認めます。

また、新型コロナウイルス感染症や台風への対応等、リスク管理や受講者等の健康・安全対策は機能し、さらに働き方改革も推進されていると認めます。

3. 役員職務執行に関しての、不正な行為又は法令等に違反する行為

役員職務遂行に関する不正な行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

4. 財務諸表等についての意見

会計監査人茨城共同会計事務所小笠原隆殿の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。会計監査人の職務執行の適正さを確認するための体制は相当と認め、財務諸表等について監査した結果も適正かつ妥当であると認めます。

5. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、実施状況を正しく反映していると認めます。

Ⅲ. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「教員研修センターについては、間接業務等を含む業務の更なる効率化を進めつつ、本法人の機能強化のため、教育委員会、大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大を平成26年度から実施する。また、教員養成を行う大学の教員に対する研修については、その実施に向けて速やかに関係者と協議を行い結論を得る。」と定められました。

当該事業年度も継続して教職大学院等の大学と教育委員会との研修プログラムの協働開発事業を法人が支援をした結果、特色ある研修プログラムの開発が実現したり、教職大学院等との連携協定が累計2協会・41大学になる等、大学・教育委員会と法人との連携を推進し、法人の機能強化に取り組んでいるものと認めます。

さらに、「教職大学院教職員研究セミナー」を継続して開催する等、教員

養成を行う大学の教員に対する研修は実施されました。

また、同閣議決定で、「4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な対象業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移す。」と定められたことを踏まえ、物品の共同調達、間接事務の共同実施及び職員研修の共同実施等について、当該事業年度も継続して取り組んでいるものと認めます。